

第18回硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議 議長総括

- 本日、4月24日、硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議を開催し、昨年度における硫黄島遺骨収集帰還の取組状況等を踏まえ、今年度の実施計画等について決定しました。
- 令和7年度の硫黄島における遺骨収容については、遺骨収集帰還団を2回派遣し、37柱^{はしら}の御遺骨を収容することができました。
- また、島内各地で行っている樹木等の全伐開による表層の遺骨調査については、概ね3グリッドに相当する面積を伐開し、9箇所から御遺骨が確認されました。

このほか、北飛行場跡地におけるボーリング調査を行いました。新たな壕等の存在は確認されませんでした。

なお、令和元年度に発見された地下壕における開口工事、壕内調査や防衛省が実施するプレキャスト版実証実験に伴う掘削調査については、令和7年9月に発生した噴火の影響を受け、実施に至りませんでした。
- 令和8年度の実施計画等においては、令和元年度及び令和3年度の滑走路地区のボーリング調査等により確認された未探索壕について、入壕するための開口工事、壕内調査等を行い、御遺骨が確認された場合は収容します。

また、滑走路周辺部で確認されている探索済みの壕について、閉塞している地点の先に延長部があるか確認するためのボーリング調査等を行います。

さらに、噴火活動の影響により延期した、プレキャスト版実証実験に伴う掘削調査を行い、御遺骨が確認された場合は収容します。
- 滑走路地区以外においては、引き続き、遺骨収容を行うほか、全伐開による表層の遺骨調査を行います。
- 今後とも遺骨収集推進法の趣旨を踏まえ、本日決定した令和8年度実施計画に沿って、引き続き、関係省庁一体となって、しっかりと取り組んでいきます。